

**東広島市立学校職員（県費負担教職員）の  
子育てに関する制度について**

**平成 2 7 年 3 月現在**

**東 広 島 市 教 育 委 員 会**

出産・育児に対する制度について

時期	種別	制度や取り組み	内容
【妊娠・出産期】	休暇	妊産婦検診休暇	<p>●必要と認められる日（又は時間）に、特別休暇を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠満 23 週まで・・・4 週間に 1 回</li> <li>・妊娠満 24 週～満 35 週・・・2 週間に 1 回</li> <li>・妊娠満 36 週～出産・・・1 週間に 1 回</li> <li>・出産後 1 年間・・・その都度必要と認められる日又は時間</li> </ul>
	休暇	妊娠障害休暇	<p>●妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害（つわり又は悪阻）により勤務することが困難な時に取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14 日を超えない範囲内において、必要と認められる期間</li> </ul>
	休暇	通勤緩和休暇	<p>●妊娠中の職員が通勤する場合で、通勤時に交通機関内または原動機付の交通用具による通勤経路の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 1 時間を超えない範囲で必要と認められる時間</li> </ul>
	休暇	産前休暇	<p>●出産予定日の 8 週間（多胎の場合は 14 週間）前の日から取得することができます。（<u>出産の日を含みます</u>）</p>
	休暇	産後休暇	<p>●出産の日の翌日から 8 週間（産前休暇が 6 週間に満たなかった場合は、その期間を加えた期間）を取得することができます。</p> <p>【申請方法】庶務システム &gt; 妊娠出産休暇申請 &gt; 産後</p> <p>【添付書類】医師または助産師の出産証明書（母子手帳の「出生届出済証明」の写しも可）を添付</p>
	休暇	配偶者出産休暇	<p>●配偶者の入院等の日の前日から、出産の日以後 2 週間を経過するまでの間に、取得することができます。</p> <p>【取得上限】3 日</p>
	休暇	男性職員の育児参加休暇	<p>●配偶者が出産する場合で、小学校就学前の子（この出産による子を含む）を養育するために勤務しないことが相当である場合は、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前から出産の日後 8 週間の間に取得することができます。</p> <p>【取得上限】5 日</p>
	休業	育児休業（無給）	<p>●3 歳未満の子を養育するために任命権者の承認を受けて育児休業することができます。</p> <p>【期間上限】養育する子が 3 歳に達するまでの期間</p>
	育児休業の改正点 （平成 22 年 6 月 30 日～）	<p>●配偶者の育児休業等の状況による制限撤廃 職員は、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無に関わらず、育児休業を取得することができます。</p> <p>●産後パパ育休 子の出生の日から産後 8 週間の期間内に、最初の育児休業を取得した職員は、特別な事情がなくても、再び育児休業をすることができます。（産後パパ育休は、出生後 8 週の期間にある子の養育をする場合に限りです。）</p> <p>●職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした場合は、夫婦が交互に育児休業したかどうかに関わらず、3 ヶ月経過後に再度の育児休業をすることができます。</p>	
勤務形態	育児短時間勤務（勤務時間に応じて給与が減額されます）	<p>●小学校就学前の子を養育するため任命権者の承認を受けて、育児休業法に定める形態により当該職員の希望する日または時間において勤務することができます。</p> <p>※詳細は「資料 2」のとおり</p> <p>【期間上限】養育する子が小学校就学に達するまでの期間</p>	

時期	種別	制度や取り組み	内容
【育 児 期】	勤務 形態	部分休業 (無給)	<p>●小学校就学前の子を養育するために請求した場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で休業することができます。</p> <p>【期間上限】養育する子が小学校就学に達するまでの期間</p> <p>【取得上限】2時間/日</p>
	休暇	家族の看護のための休暇	<p>●子、配偶者又は父母の看護（けが又は疾病により、その者の世話をを行うこと）を行うため、勤務しないことが相当と認められるときに取得することができます。</p> <p>【期間上限】5日（中学校就学前の子を2人以上養育する場合は、5日とその子の看護のために加えた期間（10日））</p> <p>その他、次の場合も対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校就学前の子に予防接種や健康診断を受けさせるために付き添う場合</li> <li>・中学校就学前の子に感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となりその子の世話をする必要がある場合</li> <li>・中学校が就学前の子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事へ出席する場合</li> </ul>
	休暇	短期介護休暇	<p>●次に上げる者が、重度のけが、疾病、老齢によって日常生活を営むのに支障があるために介護を要する場合で、その者を介護するために勤務しないことが相当であると認められるときに取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子、配偶者、父母、配偶者の父母のほか、2親等以内の親族</li> <li>・配偶者の父母の配偶者で、職員と同居しているものその他人事委員会規則で定めるもの</li> </ul> <p>【取得単位】1日または1時間単位</p> <p>【取得上限】5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）</p>
	休暇	介護休暇 (無給)	<p>●次に上げる者が、重度のけが、疾病、老齢によって日常生活を営むのに支障があるために介護を要する場合で、その者を介護するために勤務しないことが相当であると認められるときに取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子、配偶者、父母、配偶者の父母のほか、2親等以内の親族</li> <li>・配偶者の父母の配偶者で、職員と同居しているもの</li> </ul> <p>【取得単位】1日または1時間単位（時間取得の場合は一日4時間以内）</p> <p>【取得期間】</p> <p>(1)要介護者の負傷の状況等を考慮し、必要がある場合は3ヶ月以内</p> <p>(2)前項の期間を満了した後においても、介護を要する状況が継続している場合は、1回に限り再度の介護休暇の取得が可能</p>
	休暇	育児休暇（育児時間）	<p>●職員の生後満1年6月に達しない子の養育について、授乳や保育所等への送迎など、子の保育のために請求したときは、1日2回、各45分取得することができます。</p> <p>（男子職員の場合、配偶者が当該子を養育できる場合を除きます。）</p>
	休暇	子育て支援部分 休暇	<p>●小学校1年生から3年生までの間の子を学校や放課後児童健全育成事業に係る放課後学童児童保育等へ送迎する場合に取得することができます。</p>

※休暇等の制度、その他の手続きについては、学事課にお問い合わせください。

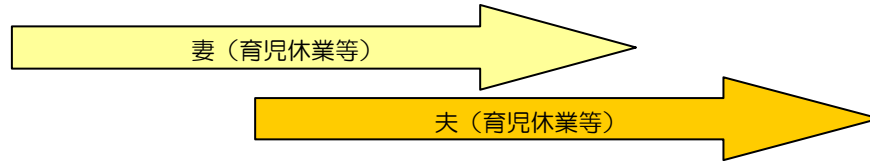
## 【資料1】育児休業ってどんな制度？

育児休業は、子の養育をするために休業することができる制度で、育児休業を開始した時に就いていた職を保有しながら、職務に従事せず、子育てに専念することができるものです。

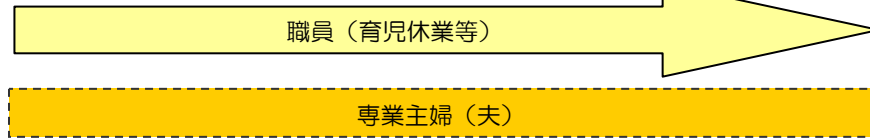
### 1 育児休業の要件

配偶者の就業の有無や、育児休業の有無等に関わらず、育児休業することができます。

①配偶者が育児休業、育児短時間勤務、部分休業をしても休業可能



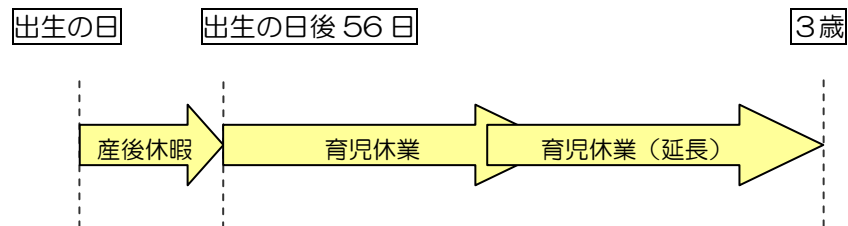
②配偶者が専業主婦（夫）であっても休業可能



### 2 休業可能期間

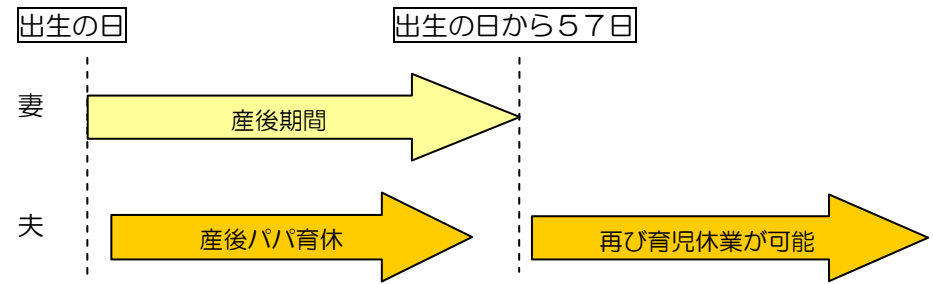
養育する子が3歳に達する日までの期間において育児休業できます。

なお、育児休業の期間は、1回に限り延長することができます。



### 3 産後パパ育休

子の出生の日から、産後8週間の期間（出生の日から57日間）において、最初の育児休業を取得した職員は、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができます。



### 4 再度の育児休業等を行うことができる要件

夫婦が交互に育児休業したかどうかに関わらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした場合は、復帰して3ヶ月経過した後に再度の育児休業をすることができます。



## 【資料2】育児短時間勤務ってどんな制度？

育児短時間勤務は、常勤職員として勤務しながら「小学校就学前の子」の育児を行うことができる制度で、育児休業法に定める勤務形態により、職員の希望する日または時間に勤務することができます。

### 1 週休日：日曜日及び土曜日

勤務時間：1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	3時間55分勤務	3時間55分勤務	3時間55分勤務	3時間55分勤務	3時間55分勤務	週休日

### 2 週休日：日曜日及び土曜日

勤務時間：1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に8分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	4時間55分勤務	4時間55分勤務	4時間55分勤務	4時間55分勤務	4時間55分勤務	週休日

### 3 週休日：日曜日及び土曜日及び、月曜日から金曜日までのうち2日を週休日として指定（週休4日）

勤務時間：1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7時間45分勤務	週休日	7時間45分勤務	週休日	7時間45分勤務	週休日

### 4 週休日：日曜日及び土曜日及び、月曜日から金曜日までのうち2日を週休日として指定（週休4日）

勤務時間：2日については1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じた時間、  
1日については1週間当たりの通常の勤務時間に10分の1を乗じた時間

(例) 1週間あたり38時間45分勤務の職員の場合

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7時間45分勤務	週休日	3時間55分勤務	週休日	7時間45分勤務	週休日

### 5 その他条例で定める勤務の形態

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、1週間あたりの勤務時間が「19時間25分」「19時間35分」「23時間15分」又は「24時間35分」となるよう勤務
- (2) 4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、1週間あたりの勤務時間が「19時間25分」「19時間35分」「23時間15分」又は「24時間35分」となるよう勤務